

# 美波町国民健康保険の加入者(40~64歳)で 介護保険適用除外施設に入所された方の手続きについて

国民健康保険に加入されている40~64歳の方(介護保険第2号被保険者)が、下記の介護保険適用除外施設に入所された場合は、介護保険の被保険者とならないため、入所期間中はその人にかかる国民健康保険税のうち「介護納付金分」の納付が免除されます。対象施設に入所された時は、役場税務課または由岐支所へ必ず届出をお願いします。

また、現在、納付を免除されている方が施設を退所された場合も必ず届出をしてください。

## ●対象施設

- ①障害者支援施設
  - ②指定障害者支援施設(障害者自立支援法による生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している方)
  - ③重症心身障害児施設
  - ④厚生労働大臣が指定する医療機関(国立病院機構徳島病院の進行性筋萎縮症児病棟)
  - ⑤独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
  - ⑥ハンセン病療養所
  - ⑦生活保護法に定める救護施設
  - ⑧労働者災害補償保険法に規定する施設
  - ⑨指定障害福祉サービス事業者である病院(障害者自立支援法に規定する療養介護を行う場合のみ)
- ※適用除外施設に該当するかどうかは入所している施設にお問い合わせください。

## ●手続きに必要なもの

- ①保険証
  - ②施設入所(退所)証明書
  - ③介護保険適用除外該当(非該当)届出書
- ※②③の書類は、役場税務課または由岐支所にあります。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎77-3615

## 国民年金だより



### 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得のめやす】 118万円 + {扶養親族等の数 × 38万円}

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

### 国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続